

嫌がらせ、いじめ又は暴行が原因で精神障害を発病した場合は労災補償の対象になります

厚生労働省では、労働者に発病した精神障害が業務上として労災認定できるかを判断するために、「**心理的負荷による精神障害の認定基準**」を定めています。

認定基準では、発病前おおむね6か月間に起きた業務による出来事について、強い心理的負荷が認められる場合に、認定要件の一つを満たすとしています。

このリーフレットでは、業務による出来事のうち、**嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた場合**の心理的負荷の評価方法や、労災請求に関する相談、手続きの方法などを説明します。

精神障害の労災認定

以下の①②③の要件を満たす場合、業務上として労災認定されます。

① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること

- 認定基準の対象となる精神障害は、国際疾病分類第10回修正版（ICD-10）第V章「精神及び行動の障害」に分類される精神障害です（認知症や頭部外傷などによるものは含まれません）。
- 業務に関連して発病する可能性がある精神障害の代表的なものは、「うつ病」や「急性ストレス反応」などです。

② 精神障害の発病前おおむね6か月間に、業務による強い心理的負荷が認められること

- 「業務による強い心理的負荷」とは、客観的に精神障害を発病させる恐れのある強い心理的負荷のことをいい、業務による出来事とその後の状況が、労働者に強い心理的負荷を与えたといえるかを評価します。
- 嫌がらせ、いじめ又は暴行などのように、出来事が繰り返されるものについては、発病の6か月よりも前にそれが始まり、発病前6か月以内の期間にも継続していたときは、始まった時点からの行為を評価します。

③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により精神障害を発病したとは認められないこと

- 私的な出来事（離婚または配偶者と別居したなど）や、本人以外の家族・親族の出来事（配偶者や子ども、親または兄弟が死亡したなど）が発病の原因でないといえるか、慎重に判断します。
- 精神障害の既往歴やアルコール依存症などの個体側要因の有無とその内容について確認し、個体側要因がある場合には、それが発病の原因でないといえるか、慎重に判断します。



「業務による強い心理的負荷」が認められるかどうかの判断は？

- 発病前おおむね6か月の間に起きた嫌がらせ、いじめ又は暴行の内容について、その内容、程度等及びその継続する状況を考慮して、心理的負荷の程度を「強」「中」「弱」の3段階で総合評価します。心理的負荷が「強」と評価される場合、前ページの認定要件の②を満たします。

心理的負荷の程度を「強」「中」「弱」と判断する具体例	心理的負荷の総合評価
<ul style="list-style-type: none"> 部下に対する上司の言動が、業務指導の範囲を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、かつ、これが執拗に行われた。 同僚等による多人数が結託しての人格や人間性を否定するような言動が執拗に行われた。 治療を要する程度の暴行を受けた。 	「強」
<ul style="list-style-type: none"> 上司の叱責の過程で業務指導の範囲を逸脱した発言があったが、これが継続していない。 同僚等が結託して嫌がらせを行ったが、これが継続していない。 	「中」
<ul style="list-style-type: none"> 複数の同僚等の発言により不快感を覚えた(客観的には嫌がらせ、いじめとはいえないものも含む) 	「弱」

- 業務による心理的負荷の程度が「中」または「弱」程度と評価される場合であっても、出来事の前後に恒常的な長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）が認められる場合や、関連しない出来事（ここでは「嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」以外の出来事）が複数生じた場合などには、総合評価が「強」となることがあります。

労災請求をするためにはどうすればいい？

まずは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

精神障害の労災認定について詳しくは、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）に掲載しています。
 トップページ「分野別の情報」雇用・労働＞労働基準＞「施策情報」労災補償＞「施策紹介」業務上疾病の認定等＞精神障害の労災補償について

都道府県労働局「労災補償課」連絡先一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011(709)2311	東京	03(3512)1617	滋賀	077(522)6630	香川	087(811)8921
青森	017(734)4115	神奈川	045(211)7355	京都	075(241)3217	愛媛	089(935)5206
岩手	019(604)3009	新潟	025(288)3506	大阪	06(6949)6507	高知	088(885)6025
宮城	022(299)8843	富山	076(432)2739	兵庫	078(367)9155	福岡	092(411)4799
秋田	018(883)4275	石川	076(265)4426	奈良	0742(32)0207	佐賀	0952(32)7193
山形	023(624)8227	福井	0776(22)2656	和歌山	073(488)1153	長崎	095(801)0034
福島	024(536)4605	山梨	055(225)2856	鳥取	0857(29)1706	熊本	096(355)3183
茨城	029(224)6217	長野	026(223)0556	島根	0852(31)1159	大分	097(536)3214
栃木	028(634)9118	岐阜	058(245)8105	岡山	086(225)2019	宮崎	0985(38)8837
群馬	027(896)4738	静岡	054(254)6369	広島	082(221)9245	鹿児島	099(223)8280
埼玉	048(600)6207	愛知	052(855)2147	山口	083(995)0374	沖縄	098(868)3559
千葉	043(221)4313	三重	059(226)2109	徳島	088(652)9144		